



港区広報キャラクター みなぴい

広報なごや港区版

みなぴいレター



港区役所公式 Instagram

NAGOYA_MINATO.OFFICIAL

編集：港区役所

〒455-8520 港明一丁目12番20号

☎052-651-3251(代) FAX052-651-6179

みんなで守ろう子どもの安全

私たちは交通指導員です

交通指導員とは？

交通指導員は、主に小学校に通う子どもたちの登下校を見守るとともに、交通指導を行っています。

登下校時の交通指導



啓発キャンペーン



交通安全教室



指導方法の話し合い



地域の方による見守り



※令和7年1月撮影

子どもたちの安全は、交通指導員さんや地域の方に守られているんだね！
地域の方は、みんなが安心して暮らすための活動もしてくれているんだ！

町内会・自治会でも

みんなが安心して暮らせるまちづくりの活動をしています！

防犯・交通安全

防犯灯・防犯カメラの設置や、地域安全パトロールを行っています。



「地域の目」が犯罪からまちを守るんですね！

ふれあい・地域交流

まつりや運動会などを開催し、地域に住む人々の世代間の交流や親睦を深めています。



子どもと一緒に楽しく参加できそう！

防災

災害に備えて、地域の特性に応じた防災訓練などを行っています。



災害が起きたとき、地域のつながりがあると安心！

Q1 町内会・自治会ってどんなもの？

A1 町内会・自治会は、地域に住む人々が、ふれあいの輪を広げ親睦を深めながら、さまざまな課題をみんなで協力して対策を考えていく、地域の住民が主体的につくりあげる住民自治組織です。



Q2 なぜ町内会・自治会が必要なの？

A2 生活に密着した課題には、町内会・自治会の活動が必要です。また、東日本大震災や熊本地震では、近所付き合いがあるところほど、地域による救助が進み、復旧が早かったといわれています。地域に住む人々が協力して住みやすい環境づくりを進められるように、町内会・自治会に加入することをオススメしています。

Q3 町内会・自治会に加入するには？

A3 町内会・自治会に加入希望の方は、港区役所地域力推進課にて取り次ぎを行っていますので、お問い合わせください。右記市電子申請サービスでも取り次ぎを申し込むことができます。



取り次ぎはこちら▲